

意見書案第3号

京都府重度障害児（者）在宅生活支援事業の継続を求める意見書案を提出するについて

宇治市議会会議規則第14条第1項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

平成30年6月1日提出

提出者	宇治市議会議員	水	谷	修
		同	宮	本 繁 夫
		同	真	田 敦 史
		同	西	川 友 康
		同	荻	原 豊 久
		同	木	本 裕 章
		同	長	野 恵津子
		同	池	田 輝 彦
		同	片	岡 英 治

宇治市議会議長 坂 下 弘 親 様

京都府重度障害児(者)在宅生活支援事業の継続を求める意見書

平成30年度より看護師配置補助にかかる京都府重度障害児(者)在宅生活支援事業が廃止された。

京都府においては、国において平成30年度の障害者施設の常勤看護職員の加算が改定されたことなどを理由に廃止されたが、国の加算基準は京都府の看護師配置補助基準より厳しいものとなっている。

現状では、これまでの京都府の補助を大幅に下回るものとなっており、宇治市における事業所では、実質これまでの補助が半額以下の大幅な減額となっている。

このような状況では、現在の医療的ケアを必要とする利用者に対する看護師の配置を見直さざるを得ず、来年度以降の医療的ケアを必要とする利用者の受け入れが困難な状況にある。

よって京都府におかれては、京都府障害児(者)在宅生活支援事業を継続されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月 日

京都府宇治市議会議長 坂 下 弘 親

京都府知事 西 脇 隆 俊 様